

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本リトルリーグ野球協会が、行政機関指導による「公益法人の設立許可及び指導監督基準」、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」及び「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」に定めるところによる情報公開に関する事項を規定する。

(管理)

第2条 本協会の情報公開は、会長の指示に基づき事務局長が統括管理する。

(情報公開の対象とする資料及び備え置き)

第3条 本協会の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、情報公開に係る資料の閲覧場所に常時備え置くものとする。

(1) 定款

(2) 役員名簿

(3) 事業報告書

(4) 計算書類

収支計算書

正味財産増減計算書

貸借対照表

財産目録

(5) 事業計画書

(6) 収支予算書

2 前項の資料は次のものとする。

(1) (1)及び(2)については、可能な限り最新の状態のもの

(2) (4)及び(6)については、「公益法人会計基準」に準拠し作成されたもの

3 第1項の資料のうち(3)及び(4)については、当該事業年度(定款で会計年度としている財団は会計年度(以下同じ))終了後3ヶ月以内に備え、5年間備え置くものとし、(5)及び(6)については、当該事業年度開始後3ヶ月以内に備え、次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第 4 条 本協会の公開する情報の閲覧場所は、本協会の事務所内の場所とする。

- 2 閲覧の日は、本協会の休日以外の日とし、閲覧時間は、午前 10 時から午後 4 時までとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第 5 条 本協会の公開する情報の閲覧を希望する者から第 3 条に定める資料の閲覧の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式 1 に定める閲覧申請書に必要事項を記入し提出を受ける。
- (2) 事務局長は、閲覧申請書が提出された場合は、様式 2 に定める閲覧受付簿に必要事項を記載する。
- 2 第 3 条第 1 項に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第 3 条第 1 項に掲げる資料に限定している旨を説明する。
- 3 第 3 条第 1 項に掲げる資料の内容等に関する説明を求められた場合には、事務局長は様式 3 に定める質疑応答記録簿に記載し整理する。

(インターネットによるディスクロージャー)

第 6 条 本協会は本協会のホームページを開き、第 3 条第 1 項に掲げる資料を、第 2 項及び第 3 項により公開する。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則 この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。